

## 小山市街なか共同住宅等基本計画検討補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、街なかの土地の共同化及び高度利用を図り、良質な共同住宅の建設を促進するため、複数の者が共同して街なか居住推進区域内に共同住宅を建設する場合に、当該建物の基本計画の検討を支援するため、街なか共同住宅等基本計画検討補助金(以下「補助金」という。)を交付することに必要な事項を定め、もって中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なか居住推進区域 別添図に定める区域
- (2) 協議会等の組織 街なか区域内に存する土地又は建物について、所有権又は借地権を有する者が加入する規約のある組織

### (建設計画の認定)

第3条 街なか居住促進区域内において土地の共同化及び高度利用を図り、良質な共同住宅の建設を計画しようとする協議会等の組織の代表者は、街なか共同住宅建設計画認定申請書(様式第1号)により、市長に認定を申請することができる。

2 建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 組織の名称及び代表者名
- (2) 計画の対象区域及び面積
- (3) 対象区域の地権者等の概要
- (4) 建設しようとする共同住宅、その他施設の概要

### (認定の基準)

第4条 市長は、第3条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る構想が概ね次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- (1) 3人以上の土地所有者等による共同事業であること。
- (2) 土地の共同化及び高度利用が図られること
- (3) 対象区域内地権者等の合意が得られていること
- (4) 共同住宅を建設しようとする事業であること

### (認定の通知)

第5条 市長は、計画の認定をしたときは、認定を受けた協議会等の組織(以下「認定者」という。)の代表者に対し、街なか共同住宅建設計画認定通知書(様式第2号)により通知する。

### (基本計画の作成)

第6条 認定者は、認定を受けた計画に基づき、街なか共同住宅等基本計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

2 基本計画の内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設配置及び基本計画検討
- (2) 資金計画の概略検討
- (3) 事業手法や推進方策の検討

## **(補助金)**

第7条 補助金は、基本計画が概ね次に掲げる基準に適合すると認めるときに、交付することができる。

- (1) 地区内の敷地面積が原則1,000㎡以上であること。ただし、市長が認める場合は500㎡とする。
- (2) 1棟に20戸以上の住戸のある計画であること
- (3) 各住戸の住戸専用面積(壁芯)が50平方メートル以上である計画であること
- (4) 資金調達方針及び事業手法が定められている計画であること
- (5) 良好な景観が確保されている計画であること

2 補助の対象となるのは、基本計画作成のために必要な調査、調整及び技術の提供業務を行う者(以下「コーディネーター」という。)へ当該業務を委託する経費とする。

3 委託費に対する補助金は、予算の範囲内において、その実費の2分の1以内に相当する額とする。ただし、50万円を限度とする。

4 第3項の補助金は、基本計画の内容について対象区域内の地権者等の全員の合意が得られなければ交付しないものとする。

5 補助金の交付は、1認定事業1回限りとする。

## **(補助金の交付申請)**

第8条 認定者は、第7条に定める補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第3号)に第6条第2項の基本計画を添付し、市長に提出しなければならない。

## **(交付決定)**

第9条 市長は、第8条に定める補助金の交付の申請があった場合に、当該申請書の内容の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、認定者の代表者に補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

## **(交付の取消し)**

第10条 市長は、認定者が偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、交付を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合は、当該認定者に交付取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

## **(補助金の返還)**

第11条 市長は、第10条第1項の規定により補助金の交付を取消した場合に、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて認定事業者に対し、当該補助金の返還を請求するものとする。

2 前項に定める返還請求は、補助金返還請求書(様式第6号)により行うものとする。

3 認定者は、第1項の場合において、当該補助金を市長が定める期限までに、遅滞なく返還しなければならない。また、認定者全員が連帯して、当該補助金を返還する責を負うものとする。

## **(その他)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。